

佐賀県小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業

を申請されるみなさまへ

【利用までの流れ】

- ☐ 保健福祉事務所で利用申請書をもらってください。
(ホームページからダウンロードもできます)
 - ☐ 訪問看護事業所に事業の利用について相談してください。
 - ☐ 事業の利用について、訪問看護指示書を出している主治医に利用申請書の「主治医記載欄」を記載してもらってください。
 - ☐ 利用申請書と小慢受給者証を持って、保健福祉事務所へ申請します。
 - ☐ 佐賀県こども家庭課から、認定後に利用決定通知書をお送りします。
年に1回の更新時には、「利用管理票」もお送りします。
 - ☐ 利用を開始する前に、ご家族・訪問看護事業所・保健福祉事務所・小児慢性特定疾病児童等自立支援員で利用内容の確認をします。
 - ・訪問看護師に依頼したいケア等について話し合います。
 - ・利用前にご自宅に訪問し、利用にあたっての具体的な取り決めを話し合います。
 - ・具体的な日程は保健師からご相談させていただきます。
 - ☐ 訪問看護事業所と利用日時を調整し、利用してください。
 - ☐ 利用後は、訪問看護事業所に利用料金の支払をお願いします。
- ★年に1回、更新申請が必要です。佐賀県こども家庭課から案内を送付します。(3月頃)

【自己負担額】

佐賀県小児慢性特定疾病 医療支給認定の階層区分	1時間当たりの自己負担額
生活保護世帯	0円
人工呼吸器等装着、低所得Ⅰ・Ⅱ	100円
一般所得Ⅰ・Ⅱ、上位所得	250円

【主治医のみなさま】

- ・利用申請書の左下に「主治医記載欄」があります。「指定医療機関名」「主治医名」「緊急対応時の医療機関名」「電話番号」の記載をお願いします。

【問い合わせ先】

- ・佐賀県こども家庭課 母子保健担当 0952-25-7568

※お住まいの市町を管轄する保健福祉事務所でも相談可能です。